

令和4年度

後期監査報告書

令和5年3月23日

豊田市監査委員

豊監発第958号

令和5年3月23日

豊田市議会議長 板垣清志様

豊田市長 太田稔彦様

豊田市教育委員会 教育長 山本浩司様

豊田市監査委員

大谷哲也

金子芳樹

三江弘海

鈴木章

令和4年度後期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を提出します。

目 次

第1	部局監査	1
第2	工事監査	8
第3	学校・こども園監査	11
第4	行政監査	12
第5	財政援助団体監査	14
第6	出資団体監査	16
第7	指定管理者監査	20
第8	総括意見	24
別記1	部局監査資料目録	27
別記2	工事監査資料目録	27
別記3	学校・こども園監査資料目録	27
別記4	行政監査資料目録	28
別記5	財政援助団体監査資料目録	28
別記6	出資団体監査資料目録	28
別記7	指定管理者監査資料目録	29

本報告書の監査の結果における【指摘】及び【意見】の内容は、次のとおりである。

【指摘】 法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を要する事項

【意見】 法令等に違反するものではないが、経済性、効率性、有効性等の観点から改善を求める事項

第 1 部局監査

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、財務に関する事務（以下「財務事務」という。）の執行について、次のとおり監査を実施した。

1 監査の対象

部 局		監査対象期間
生涯活躍部	市民活躍支援課 文化振興課 スポーツ振興課 ラリーまちづくり推進課 国際まちづくり推進課 文化財課 美術館	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 9 月 3 0 日
福祉部	地域包括ケア企画課 総務監査課 福祉総合相談課 生活福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課 介護保険課 福祉医療課	
保健部	総務課 保健衛生課 感染症予防課 保健支援課 地域保健課	
建設部	建設企画課 幹線道路推進課 土木管理課 道路維持課 道路予防保全課 街路課 土木課 地域建設課 河川課	
消防本部	総務課 警防救急課 予防課 指令課 (足) 管理課 (北) 管理課	
会計課		
議会事務局		

2 監査の実施期間

令和 4 年 10 月 3 日から令和 5 年 3 月 8 日まで

3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、財務事務の執行に係る関係書類（別記 1）の提出を求め、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点で確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

なお、財務事務における重要性を考慮するとともに、監査の継続性を確保するため、以下の監査項目を設定し、最近の監査において是正を要すると認められた事項などから、特にリスクが高い事項として「切手等金券類の管理」を重点監査項目に定め、重点的に確認した。

(1) 財務に関する事務の監査項目

- ① 収入事務
- ② 補助金等交付事務
- ③ 委託業務
- ④ 公有財産の管理
- ⑤ 物品の管理
- ⑥ 公金外現金の取扱い

(2) 経営に係る事業の監査項目

- ① 事業管理
- ② 経営管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

さらに、各部局における主要な事業の進捗についても、重点目標も含め、聴き取りを行った。

4 監査委員の除斥

三江弘海監査委員及び鈴木章監査委員は、議員として令和4年度の政務活動費の交付を受けているため、議会事務局の政務活動費に係る監査については地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

5 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】及び改善を求める事項【意見】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止又は改善に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても、参考とされたい。

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
1	【重点】 切手等金 券類の管 理	【指摘】 切手の管理において、受入れ及び保管枚数を確認した際は、切手等受払い管理簿の確認者欄に押印すべきところ、押印されていないものがあつた。	地域包括 ケア企画 課	切手等受払い 管理簿
2		【指摘】 切手の管理において、受入れ及び保管枚数を確認した際は、切手等受払い管理簿の確認者欄に押印すべきところ、押印されていなかった。	(足)管 理課	

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等		
3	【重点】 切手等金 券類の管 理	【指摘】 切手の管理において、月替わりの際は繰越枚数が正しく記載されているか確認し押印すべきところ、押印されていなかった。	生活福祉課	切手等受払い 管理簿		
4		【指摘】 切手の管理において、訂正の際は見え消しで修正し訂正印を押印すべきところ、見え消し修正及び訂正印の押印がされていないものがあつた。				
5		【指摘】 レターパックの管理において、訂正の際は見え消しで修正し訂正印を押印すべきところ、見え消し修正及び訂正印の押印がされていないものがあつた。	障がい福祉課			
6		【指摘】 レターパックの管理において、使用枚数の記載に誤りがあるにもかかわらず、確認者が押印しているものがあつた。	高齢福祉課			
7		【指摘】 レターパックの管理において、月末にはその月の管理簿の記載内容や在庫数が正しいか確認した上で、所属長に点検を受けるべきところ、点検されていないものがあつた。				
8		収入事務	【指摘】 原符（領収書の控え）の取扱いにおいて、金額を書き損じたにもかかわらず、その上から新たに金額を記載しており、正確な金額が不明なものがあつた。		生活福祉課	原符
9			【指摘】 現金を窓口にて受領してから金融機関へ納入するまでの期間に、1か月以上要しているものがあつた。			生活保護返還金

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
10	収入事務	<p>【指摘】</p> <p>豊田市職務権限規程別表第1において、負担付き以外の寄附の採納の決定者は副部長と定められているが、課長が決定していた。</p> <p>また、寄附の採納の決定は、寄附が行われる前に行われるべきところ、寄附の納入確認時に行われていた。</p>	市民活躍支援課	寄附の採納
11	補助金等交付事務	<p>【指摘】</p> <p>補助金交付要綱において、補助金の交付対象者が定められているが、当該対象者と異なる者からの交付申請書を受理し、交付決定していた。</p>	地域包括ケア企画課	豊田市公的病院救命救急センター機能運営費補助金ほか1件
12		<p>【指摘】</p> <p>豊田市職務権限規程別表第2において、1,000万円超3,000万円以下の補助金に係る予算執行伺の決定者は副部長と定められているが、当該補助金額は2,000万円であるにもかかわらず、課長が決定していた。</p> <p>また、500万円超3,000万円以下の場合に必要な財政課長の合議が行われていなかった。</p>		豊田市へき地医療拠点病院医療機器整備費補助金
13	委託業務	<p>【指摘】</p> <p>豊田市業務委託事務要綱第14条において、検査員及び監督員を任命することと定められているが、任命されていなかった。</p>	市民活躍支援課	とよたつながる博運営業務委託
14			美術館	高橋節郎館展示替委託
15			議会事務局	議会議事録作成支援システム保守・サポート業務委託

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
16	委託業務	【指摘】 委託契約書において、豊田市業務委託契約約款が令和4年4月1日から改正となったにもかかわらず、改正前のものが添付されていた。	市民活躍支援課	とよた男女共同参画センターホームページ維持管理業務委託 ほか2件
17			国際まちづくり推進課	外国人の幼児向け日本語教育事業委託 ほか1件
18			地域包括ケア企画課	在宅医療サポートセンター事業委託
19			道路維持課	市道小坂若林1号線ほか緑地管理委託
20			地域建設課	市道足助綾渡怒田沢線ほか道路維持作業業務委託 ほか
21			河川課	雨水貯留施設維持管理作業委託 ほか
22		【指摘】 委託契約事務の手引において、契約書には仕様書を添付することとされているが、添付されていなかった。	土木課	市道亀首前田線草刈業務委託
23		【指摘】 委託業務再委託承認申請書が提出されたが、豊田市業務委託事務要綱第16条第2項に規定される確認及び通知が行われていなかった。	スポーツ振興課	公共施設浄化槽維持管理委託（猿投地区保見マレットゴルフ場）

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
24	委託業務	<p>【指摘】</p> <p>委託業務再委託承認申請書が提出されたが、豊田市業務委託事務要綱第16条第2項に規定される確認及び通知が行われていなかった。</p>	感染症予防課	令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種運営等業務委託
25		<p>【指摘】</p> <p>仕様書において、契約者は危険防止柵等を設置し作業の安全処置を講ずるとともに、作業員は必ずヘルメットを着用することとされているが、いずれもされていなかった。</p>	道路維持課	市道小坂若林1号線ほか緑地管理委託
26		<p>【意見】</p> <p>仕様書において、低木剪定を5月から7月までに実施することとなっており、契約者から提出された工程表では7月に実施予定であった。令和4年7月1日の協議において、夏季の猛暑に伴う作業者の安全確保のため実施期間を10月までに変更したことにより、市道東広瀬団地1号線では実施を延期したが、梅坪緑陰歩道1号線では予定どおり7月に実施していた。</p> <p>夏季の猛暑は発注時に想定できることであり、それを理由に実施期間の変更を認めるのであれば、他の路線・作業も含め仕様書の見直しを検討されたい。</p>		
27	その他	<p>【指摘】</p> <p>現金を入庫する際に、管理簿の入庫日、対象者、金額及び担当者欄に記入すべきところ、記入されていないものがあつた。</p>	生活福祉課	金庫内現金管理簿
28		<p>【指摘】</p> <p>現金を出庫する際に、管理簿の出庫日及び確認欄に記入すべきところ、記入されていないものがあつた。</p>		

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
29	その他	【指摘】 現金を出庫する際に、管理簿の出庫日及び確認欄に記入すべきところ、異なる対象の欄に記入されていた。	生活福祉課	金庫内現金管理簿
30		【指摘】 管理簿の記載が鉛筆等で記入されていた。		
31		【指摘】 金庫内に「R 2. 9 発見55円」と記載されたメモとともに使途不明金が保管されていた。		使途不明金

第2 工事監査

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務事務の執行のうち、工事請負契約及び工事関係委託契約の執行について、次のとおり監査を実施した。

1 監査の対象

(1) 対象となる契約

全部局に係る工事請負契約及び工事関係委託契約のうち、令和4年度に締結されたもの及び令和3年度以前に締結され、引き続き令和4年度に契約期間があるもの

(2) 実施対象

対象となる契約のうち、工事種別、担当部課、事業内容、その他要因を考慮して抽出し、以下の契約について実施した。

ア 工事請負契約

No.	工事名	当初契約金額 (円)	所管部局	
1	交通安全施設設置工事（中部）	22,418,000	地域振興部	交通安全防犯課
2	豊田市緑のリサイクルセンター改修工事（設計・施工一体型）	445,500,000	環境部	清掃施設課
3	本地池地区 ため池廃止工事	50,974,000	産業部	農地整備課
4	豊田土橋土地区画整理事業 道路築造工事その37	7,367,800	都市整備部	市街地整備課
5	（仮称）豊田市博物館整備建築工事	3,580,500,000		建築整備課
6	（仮称）豊田市博物館整備空調・管工事	1,021,900,000		
7	（仮称）豊田市博物館整備電気工事	795,300,000	上下水道局	
8	豊田土橋土地区画整理 水道管整備工事	24,200,000		水道整備課
9	一般国道301号 水道管整備工事（週休2日制工事）	66,462,000		水道維持課
10	災害拠点給水施設改修工事	19,470,000		上水運用センター
11	野見中継ポンプ場ほか 電気設備更新工事	15,950,000		下水道施設課

No.	工 事 名	当初契約金額 (円)	所管部局	
12	(公共)中部1号雨水幹線ほか耐震補強工事(その5)	237,600,000	上下水道局	下水道建設課

注 No.5、6及び7については、監査委員による書類確認及び現場確認を実施した。

イ 工事関係委託契約

No.	委 託 名	当初契約金額 (円)	所管部局	
1	豊田市旭高原自然活用村バンガローエリア改修設計業務委託	7,040,000	地域振興部	旭支所
2	豊田市緑のリサイクルセンター改修工事に係る施工監理ほか業務委託	11,990,000	環境部	清掃施設課
3	豊田市駅東口駅前広場ほか 実証実験時交通影響調査委託	29,678,000	都市整備部	都市整備課
4	(仮称)豊田市博物館整備工事監理業務委託	149,983,900		建築整備課
5	豊田市雨水管理総合計画変更等業務委託	34,133,000	上下水道局	企画課
6	応急給水施設改修工事基本設計等業務委託	4,884,000		上水運用センター

2 監査の実施期間

令和4年8月29日から令和5年3月8日まで

3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、財務事務の執行に係る関係書類(別記2)の提出を求め、以下の①から④までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

- ① 契約・検査
- ② 計画・設計
- ③ 積算
- ④ 施工(施工管理・安全管理・品質管理・工程管理の状況等)

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施し、本監査のうち、「豊田市緑のリサイクルセンター改修工事(設計・施工一体型)」に対する監査は、専門性を高めるため、外部の専門家(技術士)の協力を得て実施した。

4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても、参考とされたい。

No.	監査項目	監査結果	所管課	事業名等
1	契約・検査	【指摘】 委託契約書において、豊田市工事関係委託契約約款が令和4年4月1日から改正となったにもかかわらず、改正前のものが添付されていた。	旭支所	豊田市旭高原自然活用村バンガローエリア改修設計業務委託
2		【指摘】 豊田市職務権限規程別表第1において、1,000万円超3,000万円以下の設計の決定者は副部長と定められているが、当該委託に係る積算金額は1,500万円余であるにもかかわらず、課長が決定していた。	清掃施設課	豊田市緑のリサイクルセンター改修工事に係る施工監理ほか業務委託
3	施工	【指摘】 水道管工事標準仕様書において、水道法第21条の規定に基づく健康診断により消化器系伝染病病原菌者でないことを証明する証明書（有効期限6か月）を監督員に提出するとされている。本工事の契約期間は約7か月であるが、証明書の提出は1回のみであり、有効期限が切れていた。	上水運用センター	災害拠点給水施設改修工事

第3 学校・こども園監査

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務事務の執行のうち、学校及びこども園の事務の執行について、次のとおり監査を実施した。

1 監査の対象

対象校（園）	所管部局		監査対象期間
伊保小学校 幸海小学校 衣丘小学校 新盛小学校 土橋小学校 萩野小学校 梅坪台中学校	教育部	学校づくり 推進課	令和4年4月1日 ～ 7月31日
小渡こども園 渡刈こども園 豊松こども園 宮口こども園	子ども部	保育課	

注 小学校75校、中学校28校、特別支援学校1校及びこども園61園の中から、過去の実施状況、地域等を考慮して選定

2 監査の実施期間

令和4年8月17日から令和5年3月8日まで

3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、財務事務の執行に係る関係書類（別記3）の提出を求め、以下の①から⑤までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

- ① 各学校・園配分予算の執行事務
- ② 徴収金の管理（給食費、学年費、教材費、修学旅行費等）
- ③ 切手等の管理
- ④ 備品の管理
- ⑤ 理科薬品の管理（学校）又は薬品の管理（こども園）

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、適正に処理されているものと認められた。

なお、監査の過程における助言について、参考とされたい。

第4 行政監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、市の事業・事務を対象に、合規性、経済性、効率性、有効性等の視点で、次のとおり監査を実施した。

1 監査のテーマ及び選定理由

(1) 監査のテーマ

防災倉庫の管理について

(2) 選定理由

地震・風水害等の災害が発生した場合、災害発生直後における食料、飲料水及び生活必需品を確保しておくことは、市民の最低限の生活を守るために極めて重要である。

豊田市では、「豊田市地域防災計画」に基づき防災倉庫を整備し、飲料水や生活必需品等を備蓄するといった災害対策を行っているが、今回監査を実施することで、災害対策のより一層の強化と市民生活の安全に寄与することを目的に、テーマを選定した。

2 監査の対象

対象事務	所管部局	
令和4年度の防災倉庫の管理に係る事務の執行	地域振興部	防災対策課

3 監査の実施期間

令和4年11月1日から令和5年3月8日まで

4 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、対象事務に係る関係書類（別記4）の提出を求め、以下の監査項目及び主な着眼点に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

(1) 監査項目

ア 防災倉庫及び備蓄品の管理

イ 災害時の運営体制

(2) 主な着眼点

ア 防災倉庫は適切に管理されているか。

（ア）施設の表示がされており、地域住民に周知されているか。

（イ）鍵の管理は適切か。

イ 備蓄品は適切に管理されているか。

（ア）適正な根拠に基づく数量の算出がされているか。

（イ）備蓄品の品質は確保されているか。

（ウ）備蓄品の数量管理、点検記録、処分方法は適切にされているか。

ウ 災害時の運営方法は万全か。

(ア) 災害時に備蓄品等を円滑に搬出・供給できる体制になっているか。

(イ) 自治区、自主防災会と職員との連携体制は万全か。

5 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても、参考とされたい。

No.	監査項目	監 査 結 果
1	防災倉庫 及び備蓄 品の管理	【指摘】 防災倉庫（1か所当たり）に保管するガソリンの量は40リットル未満としているが、40リットル以上保管されていた。 （予備監査10件中1件で50リットルの保管あり）

第5 財政援助団体監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、次のとおり監査を実施した。

なお、本監査は、当該財政的援助を行っている部局の部局監査に併せて行った。

1 監査の対象

財政援助団体	財政的援助	所管部局		監査対象期間
豊田少年少女発明クラブ	豊田少年少女発明クラブ補助金	生涯活躍部	市民活躍支援課	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日

2 監査の実施期間

令和4年11月8日から令和5年3月8日まで

3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、対象団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、関係書類（別記5）の提出を求め、以下の①から⑤までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

- ① 財政的援助の内容
- ② 補助金等手続
- ③ 経理処理
- ④ 内部統制
- ⑤ 現金等の管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、改善を求める事項【意見】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、改善に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても、参考とされたい。

No.	監査項目	監 査 結 果
1	現金等の管理	<p>【意見】 現金の管理において、現金出納簿と現金残高の照合が2か月又は3か月に一度しか行われていなかった。 正確な現金管理のため、現金出納簿と現金残高の照合を毎月確実に 行うよう、事務を見直されたい。</p>

第6 出資団体監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が資本金等の4分の1以上を出資している団体の、全ての事業に係る出納その他の事務の執行について、次のとおり監査を実施した。

1 監査の対象

出資団体	所管部局		資本金等総額 市の出資比率	監査対象期間
豊田市土地開発公社	総務部	用地審査課	10,000千円 100.0%	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
公益財団法人豊田市国際交流協会	生涯活躍部	国際まちづくり推進課	1,026,570千円 97.4%	
公益財団法人豊田都市交通研究所	都市整備部	交通政策課	3,000,000千円 50.0%	

2 監査の実施期間

令和4年10月3日から令和5年3月8日まで

3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、各対象団体の出納その他の事務の執行に係るものについて、関係書類（別記6）の提出を求め、以下の①から⑥までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係者からの聴き取りを行った。

- ① 団体運営及び事業管理の状況
- ② 経営状況
- ③ 会計処理及び帳票整理の状況
- ④ 財産管理状況
- ⑤ 資産運用及び経費節減の状況
- ⑥ 決算書類の作成及び表示方法

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

なお、本監査は、専門性を高めるため、外部の専門家（公認会計士）の協力を得て実施した。

4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】及び改善を求める事項【意見】が見

受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止又は改善に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても、参考とされたい。

(1) 豊田市土地開発公社

No.	監査項目	監査結果
1	決算書類の作成及び表示方法 (1年以内に満期を迎える長期性預金の表示方法)	【指摘】 貸借対照表及び財産目録において固定資産区分に計上されている長期性預金は、満期日が令和5年3月31日(令和4年3月31日)の定期預金である。令和4年3月期では1年以内に満期を迎える定期預金となるため、流動資産の「現金及び預金」に含めて計上すべきであった。
2	(販売費及び一般管理費の表示方法)	【指摘】 損益計算書において、販売費及び一般管理費が内訳を示すことなく計上されていた。経理基準要綱第42条では、「販売費及び一般管理費は、その用途を示す名称を付した科目に分類して掲記しなければならない。」とされている。
3	(キャッシュ・フロー計算書の表示方法)	【指摘】 キャッシュ・フロー計算書において、その他事業収入が計上されていたが、その中には運営費補助金と土地取得事務費負担金が含まれていた。財務規程別表第1キャッシュ・フロー項目の区分に従って、補助金等収入として計上すべきであった。

(2) 公益財団法人豊田市国際交流協会

No.	監査項目	監査結果
1	団体運営及び事業管理の状況 (会計規程の改正漏れ)	【指摘】 令和4年3月期にソフトウェアを購入し固定資産計上しているが、会計規程にソフトウェアに関する規定がなかった。会計規程を改正する必要がある。

No.	監査項目	監査結果
2	(印鑑の使用履歴)	<p>【意見】</p> <p>使用されている印鑑のうち、銀行での出納に用いる理事長印（丸印）は、比較的使用頻度が多いということで使用履歴が残されていなかった。</p> <p>印鑑の使用履歴の明確化及び不正使用防止の観点から、使用履歴を残すことが望ましい。</p>
3	資産運用及び経費節減の状況 (金融商品取得時のリスク管理)	<p>【指摘】</p> <p>保有する債券の1つについては、デリバティブ※が組み込まれたいわゆる仕組債である可能性が高いが、取得時に証券会社から説明を受けたと思われる商品案内が保管されていないため、どのようなデリバティブが組み込まれているか確認できなかった。適切な資産運用をするため、取得時には商品案内を入手し商品のリスクを把握した上で、債券購入会議議事録とともに保存しておく必要がある。</p>
4	決算書類の作成及び表示方法 (金融商品の状況に関する注記の記載)	<p>【指摘】</p> <p>期限前償還条項付きの債券及びクーポンスワップが組み込まれたステップアップ債を保有しており、これらは債券にデリバティブが組み込まれたいわゆる仕組債である。しかし、財務諸表における金融商品の状況に関する注記では、「デリバティブ取引は行わない方針である」と記載されていた。</p>
5	(財務諸表に対する注記)	<p>【指摘】</p> <p>令和4年3月期に取得したソフトウェアについて、償却方法を記載していなかった。注記を記載する必要がある。</p>
6	(財務諸表に対する注記)	<p>【指摘】</p> <p>ソフトウェアは直接法により表示していた。直接法による場合、財務諸表に対する注記「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」を作成し、ソフトウェアの取得価額、減価償却累計額、当期末残高を開示する必要がある。</p>

※ 先物取引、オプション取引、スワップ取引などの総称。金融派生商品とも呼ばれ、ハイリスク・ハイリターンなものも含まれる。

(3) 公益財団法人豊田都市交通研究所

No.	監査項目	監査結果
1	団体運営及び事業管理の状況 (会計処理規則の改正漏れ)	【指摘】 平成30年度の出資団体監査の指摘によりソフトウェアを什器備品と区別して表示することとしたが、会計処理規則にソフトウェアに関する規定がなかった。会計処理規則を改正する必要がある。
2	(印鑑の使用履歴)	【意見】 公印規則により、研究所印(一般公文書用)、理事長印(出納及び契約用)、理事長印(一般公文書用)及び専務理事印(専務理事の権限に属する公文書用)の4種類の印鑑が用いられている。公印を使用するときは事務局長の承認を受けることになっているが、使用履歴が残されていなかった。 印鑑の使用履歴の明確化及び不正使用防止の観点から、使用履歴を残すことが望ましい。
3	決算書類の作成及び表示方法 (貸借対照表におけるソフトウェアの表示及び財務諸表に対する注記)	【指摘】 通常、無形固定資産であるソフトウェアの貸借対照表の表示は、取得原価と減価償却累計額を相殺した後の純額で表示する直接法により表示するが、有形固定資産の車両運搬具や什器備品と同様に取得原価と減価償却累計額を両建てした間接法により表示していた。 また、直接法による場合、財務諸表に対する注記「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」を作成し、ソフトウェアの取得価額、減価償却累計額、当期末残高を開示する必要があった。
4	(正味財産増減計算書における研究企画委員に対する報酬の表示)	【指摘】 正味財産増減計算書において、事業費の役員報酬のうちの一部は研究企画委員に対する報酬であった。研究企画委員は、定款第48条第4項により理事会で選任されているものの、理事、監事といった役員ではない。したがって、研究企画委員に対する報酬は、別の勘定科目で表示することが適切である。
5	(財務諸表に対する注記)	【意見】 ソフトウェアの償却方法については「定額法によっている」としているが、利用可能期間での償却を行うため、「なお、自社利用のソフトウェアについては、財団内における利用可能期間(5年)に基づいている。」と追加することが望ましい。

第7 指定管理者監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理を行っている指定管理者の当該施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、次のとおり監査を実施した。

1 監査の対象

指定管理者名	施設名	所管部局		監査対象期間
一般社団法人ウッドディーラー豊田	豊田市森林会館	産業部	森林課	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
鞍ヶ池公園ミライプロジェクト共同企業体	鞍ヶ池緑地	都市整備部	公園緑地つかう課	
愛知県住宅供給公社	豊田市営住宅（甲種住宅を除く。）		定住促進課	

2 監査の実施期間

令和4年9月27日から令和5年3月8日まで

3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、各指定管理者の当該施設の管理に係るものについて、関係書類（別記7）の提出を求め、以下の①から⑥までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係者からの聴き取りを行った。

- ① 協定内容
- ② 指定管理者の指定手続
- ③ 所管部局による指定管理者の管理状況
- ④ 指定管理者による管理運営業務
- ⑤ 事業報告書の記載内容
- ⑥ 経理処理及び財産管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

なお、本監査は、専門性を高めるため、外部の専門家（公認会計士）の協力を得て実施した。

4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】及び改善を求める事項【意見】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止又は改善に向け

た取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても、参考とされたい。

(1) 豊田市森林会館

No.	対 象	監査項目	監 査 結 果
1	一般社団法人ウッドディーラー 一豊田	指定管理者による管理運営業務 (緊急対応を要する修繕の協議)	<p>【意見】</p> <p>基本協定書第13条第2項において、日常的な小規模修繕等については1件5万円以下の案件に限り指定管理者が実施し、緊急やむを得ない場合は1件5万円を超える案件についても協議の上で指定管理者が実施することができると規定されている。</p> <p>指定管理者は、緊急対応を要する修繕として口頭にて相談した上で2階男性トイレ壁タイル修繕を17万円余で行ったが、協議に関する記録が残されていなかった。</p> <p>記録を残しておくことが望まれる。</p>

(2) 鞍ヶ池緑地

No.	対 象	監査項目	監 査 結 果
1	公園緑地 つかう課	所管部局による指定管理者の管理状況 (豊田市所有財産の管理)	<p>【指摘】</p> <p>基本協定書第11条において、豊田市が所有する管理運営業務に係る財産の財産台帳を整備し、指定管理者に貸与する備品等を明らかにすることが明記されている。財産台帳と現物との突き合わせは公園緑地つかう課が3月に実施することになっているが、令和4年3月に実施した結果は書面に残されていなかった。</p> <p>財産台帳と現物を突き合わせた結果を書面に残しておく必要がある。</p>
2	鞍ヶ池公園 ミライプロジェクト 共同企業体	指定管理者による管理運営業務 (都市公園内行為許可書における使用料減免理由の記載)	<p>【意見】</p> <p>許可を得て公園内でイベント等を行う場合には使用料を徴収することとなっている。都市公園内行為許可書(控)を確認したところ、使用料を減免した場合の許可書(控)の使用料の欄には「なし」とだけ記入され、使用料を減免する理由が付されていなかった。</p> <p>減免は例外的なものであり、減免理由を明確にするために理由を付記することが望まれる。</p>

No.	対 象	監査項目	監 査 結 果
3	鞍ヶ池公園ミライプロジェクト共同企業体	(1件当たり50万円超の修繕料、手数料の処理)	<p>【指摘】</p> <p>基本協定書第12条及び第12条の2において、日常的な小規模修繕・異常事態の処理等については1件50万円以下に限り指定管理者が実施し、緊急やむを得ない場合は1件50万円を超える案件についても協議の上で指定管理者が実施することができると規定されている。</p> <p>令和4年3月に3件の修繕、1件の異常事態の処理が50万円を超えていたが、協議した結果としてはメールでの相談と確認のみであった。また、緊急対応を要する事案ということから、2者以上の見積りが取られていなかった。依頼する業者の選定も双方で協議し、経緯や経過を月次報告資料などで報告するとともに、双方にて適切に協議したことを文書に残す必要がある。</p>
4		(見積書の宛先)	<p>【指摘】</p> <p>令和4年3月に指定管理者が大和リース株式会社に発注した修繕の見積書の宛先が、指定管理者ではなく「豊田市役所」になっていた。</p>
5		(修繕計画の立案)	<p>【意見】</p> <p>指定管理料に含まれる指定経費として、修繕料が規定されている。この半分以上が令和4年3月に執行されていた。</p> <p>短期的・長期的に実施する案件をリストアップし、修繕計画を立案して計画的に修繕を行うことが望まれる。</p>

(3) 豊田市営住宅（甲種住宅を除く。）

No.	対 象	監査項目	監 査 結 果
1	愛知県住宅供給公社	指定管理者による管理運営業務 (申請書の記載)	<p>【指摘】</p> <p>市営住宅入居証明申請書には、1. 証明使用目的等、2. 証明書提出先を記載する必要があるが、記載が漏れていた申請書があった。</p>
2		(申請書の記載)	<p>【指摘】</p> <p>市営住宅同居承認申請書には、暴力団関係者ではないことを誓約する署名欄があるが、署名されていない申請書があった。</p>

No.	対 象	監査項目	監 査 結 果
3	愛知県住宅供給公社	(切手受払い台帳の確認印)	<p>【意見】</p> <p>切手は、種類別に受払い台帳が作成されており、切手の使用者は必要事項を記入するとともに、記入者欄に押印することになっている。また、月末には残数量を確認しているとのことであり、令和3年度の受払い台帳には残数量の確認印があったが、令和4年度には確認印がなかった。</p> <p>令和4年度分においても、実際に月末の残数量を確認した者が押印することが望ましい。</p>

第8 総括意見

令和4年度後期に実施した監査の結果を踏まえ、総括して意見を述べる。

1 部局監査

金庫内の現金管理において、現金の入出庫日や担当者、金額等が管理簿に記入されていない事例や、受領した現金を直ちに金融機関に納入せず、金庫に長期間保管していた事例など不適切な取扱いが見受けられた。現金の取扱い・保管のある所属にあつては、早急に、現金管理の保管・確認方法の再確認を行われたい。また、重点監査項目である切手等金券類の管理において、管理簿に受入れや保管、繰越枚数の確認のための押印がされていない事例が複数見受けられた。現金や切手等金券類の紛失・不適正利用は、取り返しのつかない信用失墜につながるものであり、所属長にあつては、このことを再認識するとともに、所属職員に事務手順を徹底し、再発防止を図られたい。

委託事務において、改正前の契約約款が添付されていた事例、再委託の手続が行われていない事例、検査員及び監督員の任命がされていない事例などが見受けられた。手続にのっとり適正な事務が執行されるよう、管理監督者を中心に、チェック体制を見直し、事務ミスの防止を図られたい。

2 工事監査

配水場構内で行った工事において、水道法に基づく病原体の保有者でないことの証明書の有効期限が切れていた事例が見受けられた。工事期間延長に伴う手続の漏れや監督員変更時の引継ぎ不足とのことであつたが、衛生管理は市民の健康に直結するものである。所属内で再発防止策を周知し、確実な定着を図られたい。

3 学校・こども園監査

今回の学校及びこども園監査においては、指摘や意見がなかった。これまでの改善の積み重ねによるミス発生の低減や、チェック機能の向上が図られた結果と捉え評価している。この状況が定着するよう努められたい。

4 行政監査

防災倉庫における備蓄品の管理において、防災倉庫1か所あたりに保管するガソリンの量が、取り決めよりも多く保管されていた事例が見受けられた。ガソリンの多量保管は、火災や盗難被害のリスクが伴うため、適正量による保管を徹底されたい。一方で、当該事例は、点検方法の見直しを検討する過程で生じたものであり、合理的な点検方法を探り、改善意識を持って業務に当たられていた点は評価できる。

今後も市民のかけがえのない生命を守るため、引き続き防災倉庫及び備蓄品の適正管理と災害時の運営体制を万全にするとともに、災害時に被害を受けるおそれのある防災倉庫については、防災上の機能強化やバックアップ体制の構築を図るなど、大規模災害に備えられたい。大規模災害は、発生確率が1,000年に1回とされているものであつ

ても、近時の気候変動により、国内外で想定外の災害が発生していることを考慮し、より現実的・効果的な対策が講じられることを期待する。

5 財政援助団体監査

現金の管理において、現金出納簿と現金残高の照合が2か月又は3か月に一度しか行われていない事例が見受けられた。現金管理の重要性を認識し、毎月確実に照合を行われたい。

6 出資団体監査

決算書類の作成及び表示において、勘定科目が区分に従って適正に表示されていない事例や、記載すべき事項が漏れている事例が見受けられた。また、前回監査の指摘事項自体は修正されていたものの、指摘事項に関連した団体規則の改正漏れが見受けられた。団体がそれぞれ準拠すべき会計基準、財務規程や会計処理の実務を理解し、適正な会計処理に努められたい。

印鑑の管理において、改善を要する取扱いが見受けられた。想定されるリスクを再考し使用履歴を残すなど、不正使用防止のために必要な措置を検討されたい。

また、財産の運用において、リスクの高い仕組債を保有している団体があった。出資団体は、市とは別の独立した法人ではあるが、市から一定の出資を受けて経営を行う団体である。保有する資金について、安全・確実な運用が図られるよう、市としての適切な指導が望まれる。

なお、今回の監査における指摘・意見については対象団体だけではなく他の団体にも当てはまる可能性があることから、出資団体を所管する全ての部局にあつては、同様の不適正な事務が生じないよう指導・監督を強化されたい。

7 指定管理者監査

申請書の記載や見積書に不備があるにもかかわらずそのまま受理している事例や、事前に市の承認が必要となる50万円以上の修繕案件において、協議書が残されていない事例が見受けられた。基本的な事務が確実に執行されるよう意識改革を図るとともに、意思決定をした証跡を双方で保管しておくことを徹底されたい。

また、修繕料の支出において、年間予算の半分以上を3月に執行している事例が見受けられた。修繕の時期・必要性を市と協議した上で、計画的に実施されたい。

所管部局は施設管理を指定管理者に任せきりにするのではなく、相互に連携を深め利用者サービスの向上に努めるとともに、その施設の設置目的が達成されるよう努められたい。あわせて、指定管理施設を所管する全ての部局にあつては、施設を適切に管理する体制が維持されているかどうか適宜現地を確認するとともに、指定管理者を適切に指導・監督するよう求める。

8 むすび

今回の部局監査では、現金を始め切手等金券類の管理や委託事務において、これまでも指摘した事例が繰り返されており、憂慮すべき結果となった。

これは、注意事項や通知文書など事務の手順・手続を確認せずに、事務が行われていたことが原因の一つである。管理監督者は、事務の根拠を確認した上で事務を行うという基本的行動が職場風土として定着するよう、幹部会議やOJTなどを通して徹底されたい。

また、契約約款の添付誤りや検査員・監督員の任命漏れに見られるように、年度替わりといった変化点への対応が確実にできていないことも原因であると考え。年度替わりの変化点が多く発生する4月当初は、部長始め管理監督者は率先して声掛けを行うなどの積極的な対応を実施するよう強く求める。

補助金事務や委託事務は、特に苦手とする職員が多いように感じる。対策として、事務ミスの有無の確認やOJTを兼ねて、年に2回程度、関係する書類を一斉に確認する機会を設けることも有効な手段であると考え。

最後に、同様な事務ミスが今後繰り返されないよう、全ての職員がこの報告書を読み込み、指摘事項を共有し、適正な事務の執行が図られるよう努められたい。

別記1 部局監査資料目録

- 1 組織及び事務の概要等に関する調書
- 2 歳入予算執行状況
- 3 歳出予算執行状況
- 4 委託業務（工事関係委託を除く。）に関する調書
- 5 補助金等の交付に関する調書
- 6 公有財産（土地）及び借入財産等の状況に関する調書
- 7 公有財産（建物）及び借入財産等の状況に関する調書
- 8 備品現在高調書
- 9 その他財務事務の執行に係る関係書類
 - （1）調定決定書、原符（領収書の控え）など収入事務関係
 - （2）補助金関係書類など補助金等交付事務関係
 - （3）契約書など委託業務関係
 - （4）公有財産台帳、賃貸借及び使用貸借契約書など公有財産の管理関係
 - （5）物品出納簿など物品の管理関係
- 10 その他必要な資料

別記2 工事監査資料目録

- 1 工事請負契約及び工事関係委託契約に関する調書
- 2 その他財務事務の執行に係る関係書類
 - （1）請負契約書など豊田市契約規則に定めるもの
 - （2）予算執行伺書など豊田市予算決算会計規則に定めるもの
 - （3）施工計画書など発注仕様書に定めるもの
 - （4）施工プロセスチェックシートなど豊田市工事監督規程に定めるもの
 - （5）設計変更協議書など設計変更事務取扱要領に定めるもの
- 3 その他必要な資料

別記3 学校・こども園監査資料目録

- 1 小中学校監査資料
 - （1）各種徴収金の徴収状況等
 - （2）予算の執行状況
 - （3）物品（切手等の金券類）の管理状況
 - （4）備品の管理状況
 - （5）理科薬品の管理状況
- 2 こども園監査資料
 - （1）各種徴収金の徴収状況等
 - （2）予算の執行状況
 - （3）物品（切手等の金券類）の管理状況
 - （4）備品の管理状況
 - （5）薬品の管理状況

3 その他必要な資料

別記4 行政監査資料目録

- 1 防災倉庫の管理概要について
- 2 豊田市地域防災計画 地震災害対策計画（令和3年度改訂版）抜粋
- 3 豊田市地域防災計画 風水害等災害対策計画（令和3年度改訂版）抜粋
- 4 豊田市災害用備蓄物資等配備計画
- 5 防災倉庫一覧
- 6 災害用備蓄資機材一覧
- 7 現場確認用資料（位置図及び備蓄台帳）
- 8 その他必要な資料

別記5 財政援助団体監査資料目録

- 1 豊田少年少女発明クラブ運営規則
- 2 運営組織図
- 3 令和3年度事業報告
- 4 令和3年度決算書
- 5 豊田少年少女発明クラブ補助金査定書（実績）
- 6 豊田少年少女発明クラブ補助金交付要綱
- 7 豊田少年少女発明クラブ活動案内
- 8 その他必要な資料

別記6 出資団体監査資料目録

- 1 事業及び役職員等の状況
- 2 定款又は寄附行為
- 3 法人諸規程
- 4 法人の登記簿謄本
- 5 組織図
- 6 役員一覧（役職名及び氏名）
- 7 職員又は従業員数（部門別）
- 8 予算書
- 9 決算書
- 10 事業計画書
- 11 事業報告書
- 12 法人案内、主要パンフレット等
- 13 その他財務事務の執行に係る関係書類
 - (1) 評議員会、理事会、取締役会、常務会等の議事録
 - (2) 監事、監査役等による監査等実施時に使用する資料及び記録
 - (3) 事業報告計算書類（財務諸表）及び附属明細書
 - (4) 総勘定元帳及び各種補助元帳

- (5) 引当金及び減価償却計算の計算資料
- (6) 月次試算表
- (7) 現金、銀行預金及び有価証券の現物とその管理帳簿
- (8) 銀行預金、有価証券等の残高証明書
- (9) 売掛金及び未収金の管理帳簿
- (10) 経費元帳
- (11) 請求書及び領収書等の証拠書類
- (12) 各種契約書
- 14 その他必要な資料

別記7 指定管理者監査資料目録

- 1 指定管理対象施設の概要
- 2 指定管理者の概要
- 3 指定管理に関する組織図・人員表
- 4 指定管理諸規程
- 5 基本協定書及び年度協定書
- 6 事業計画書及び事業報告書
- 7 各種会議の議事録
- 8 預貯金等通帳
- 9 金銭・切手等金券及びこれらを管理する台帳並びに領収書つづり
- 10 収入、支出等が分かる書類（元帳、伝票等）
- 11 契約書等
- 12 備品等を定期的に確認している場合は、その確認書類
- 13 市所有の固定資産や備品を管理している場合は、その管理台帳
- 14 指定管理者選考に関する書類（決裁資料を含む。）
- 15 指定管理料の支払に関する書類
- 16 指定管理者との協議資料
- 17 自主事業に関連する書類
- 18 再委託に関する書類
- 19 その他必要な資料